

職員の懲戒処分について （1/2）

本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行ったため、「駒ヶ根市職懲戒処分等の指針」による公表基準に基づき、被処分者の職位、年齢、処分年月日、処分内容及び処分理由について、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分対象職員及び処分内容

職名（当時）	年齢	処分日	処分内容
主査級	40 歳代 男性	令和 8 年 8 月 4 日	戒告

2 処分に係る事案の概要

主査級職員は、令和 7 年 9 月頃に生活の拠点を移した際、「駒ヶ根市職員服務規程」第 8 条に定められた住所変更届の提出を怠りました。これにより、令和 8 年 5 月までの 9 か月間、受給資格のない住居手当（135,000 円）及び寒冷地手当の差額（16,000 円）の合計 151,000 円を不適切に受給しました。

公金受給に関わる届出を長期間怠った責任は重く、地方公務員法第 29 条に抵触する非違行為として厳正に処分しました。なお、受給額は全額返還されています。

3 懲戒処分理由

被処分者は、令和 7 年 9 月に賃貸住宅から実家へ生活の拠点を移したにもかかわらず、届出を怠り、実家居住では受給資格のない住居手当（月額 15,000 円）を 9 か月分（計 135,000 円）受領した。また、同様の理由により、級地の異なる実家居住に基づかない寒冷地手当 5 か月分（差額分計 16,000 円）を受領した。

実際の居住実態が移った後も住所変更の届出を行わなかった。かかる行為は、地方公務員法第 32 条の規定による法令等に従う義務に違反し、駒ヶ根市の行政執行に対する市民の信頼を低下させる行為であるため、地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為にあたる。また、公金の適正な受給に関わる届出は職員の責務であり、長期間にわたり不適切な状態を放置したことは、職務上の注意力を欠いた職務懈怠とみなされる。

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき立場でありながら、不適切に公金を受領し続けた行為は、公務員としての信用を傷つけ、職全体の不名誉となる非行に該当するため、厳罰をもって処分することとなる。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により懲戒処分とした。

【問い合わせ】

長野県 駒ヶ根市 総務部 総務課 職員係

（課長）中嶋 （係長・担当）氣賀澤

TEL：0265-83-2111 内線 212 FAX：0265-83-4348

E-mail：shokuin@city.komagane.lg.jp



駒ヶ根市PRキャラクター

「こまっぴ」

職員の懲戒処分について (2/2)

4 再発防止策

今回の事案を重く受け止め、以下の再発防止策を講じます。

(1) 服務規程の徹底周知

全職員に対し、「駒ヶ根市職員服務規程」第8条（住所変更の届出義務）および手当受給の要件について周知します。

(2) 手当受給実態の定期的・多角的な調査

年に一度、住居手当の受給者全員に対し、居住実態を証明する書類（賃貸契約の更新書類等や住民票）の提示を義務付ける悉皆調査を実施します。

(3) 管理監督職による指導監督の強化

所属長は、部下職員の私生活上の大きな変化（転居、結婚等）をコミュニケーションを通じて把握し、必要な届出が適正に行われているかを確認する責任を徹底します。

5 市長コメント

今回、市民の皆様の大切な税金を原資とする諸手当が、不適切に支給されていた事実は極めて重いものであり、市民の皆様の信頼を裏切ったことに対し、深くお詫び申し上げます。

職員の自発的な届出を前提とする運用であったとはいえ、実態との乖離を長期間捕捉できなかったチェック体制に不備があったと言わざるを得ません。今後は、年1回の悉皆的な居住実態調査の導入など、仕組みそのものを抜本的に強化し、個人の「誤解」や「失念」が生じ得ない厳格な管理体制を構築します。

以上

【問い合わせ】

長野県 駒ヶ根市 総務部 総務課 職員係

（課長）中嶋 （係長・担当）氣賀澤

TEL : 0265-83-2111 内線 212 FAX : 0265-83-4348

E-mail : shokuin@city.komagane.lg.jp



駒ヶ根市PRキャラクター

「こまかっぱ」